

被災地における健康支援対策について

1 現状

(1) 沿岸被災市町村からみた被災者の現状

(被災地健康支援事業運営協議会、情報交換会で提起された健康課題)

① 応急仮設住宅での生活の長期化及び生活環境の変化による健康影響

- ア 活動量の低下等による生活不活発病の発症
- イ 閉じこもりによるこころの健康影響
- ウ アルコールの多量飲酒による健康影響 (特に独居男性)

② 個人の復興格差 (仕事や住宅等) からくる孤立感、喪失感や将来展望が開けない不安感によるこころの健康影響

③ 運動する場所や機会が少ないこと、食生活の偏り等による肥満等の生活習慣病への影響

④ 高齢者の服薬管理、低栄養など

(2) 財政支援 ----- (参考)

対象	・応急仮設住宅(みなし仮設含む)に居住する被災者	・災害公営住宅に居住する被災者 ・在宅被災者 (自宅再建者等)	・被災者支援総合交付金対象外となった その他被災地住民
財源	被災者支援総合交付金 (被災地健康支援事業) 国 10/10	被災者支援総合交付金 (被災者生活支援事業) 国 10/10	復興基金 県単補助 1/2
主な事業内容	・被災者健康相談、口腔ケア指導等 ・被災者の健康支援のための保健師等の人材確保に要する経費への補助 ・特定健診の検査項目の追加等に要する経費への補助 等		・特定健診の非対象者に対する健診や特定健診の検査項目の追加

(3) 応急仮設住宅の供与期間について ----- (参考資料 1)

県では、沿岸 6 市町村からの避難者の応急仮設住宅の供与期間を 9 年間 (2020 年 3 月 31 日まで) に延長することについて、国と協議した結果、平成 30 年 6 月 18 日付で延長決定となった。

2 課題

(1) 被災者の健康支援対策の継続実施

被災市町村では、地域の実情に応じて、様々な健康支援活動を実施しているところであるが、当該活動が十分に行われるための**保健師や栄養士等の専門職員の確保**や、**経費支援を継続して実施**していく必要がある。

(2) 被災者支援交付金等を活用した継続的な財政支援の継続

国の被災者支援総合交付金等を活用するなど、上記(1)の被災者の健康支援対策の対策を継続して実施していく必要がある。

3 対応

(1) 被災者の健康支援対策の継続実施 ----- (資料 3-2)

県では、平成 30 年度においても、被災市町村が実施する健康支援活動への**経費支援**や、**応急仮設住宅集会所等での健康・栄養相談、口腔ケア指導**など、被災者の健康支援対策を引き続き実施する。

(2) 被災者支援交付金等を活用した継続的な財政支援に係る国への要望

応急仮設住宅等の生活の長期化や災害公営住宅等への転居に伴う生活環境の変化等による健康状態の悪化が危惧されるところであり、被災者の健康支援対策やそれに従事する保健師等の専門職の確保等に引き続き取り組む必要があることから、国の被災者支援総合交付金の今後の動向を注視しつつ、継続して活用できる安定した財源の確保について、国に対して要望していく。

※ 平成 30 年度政府予算要望の実施

- ① 知事要望 6月8日（金）
- ② 保健福祉部要望 6月13日（水）

4 今後の方向性

東日本大震災津波復興基本計画（平成 23 年～30 年度）は今年度で終了することに伴い、県では現在策定中である、平成 31 年度を初年度とする次期総合計画において、4つのアクションプランの一つとして、復興の取組を進める「復興プラン」を位置付け、同プランの中で被災者への支援についても、引き続き取り組んでいくこととしている。 -----（参考資料 2）

【参考】

被災者支援総合交付金等 30年度概算決定額 208億円【復興】
(29年度予算額 214億円)

概要
復興の進展に伴い、被災者をとりまく課題は多様化・複雑化しており、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。
また、専門的な心のケアへの支援について、双葉郡への新たな支援拠点の設置や福島県外避難者のための相談体制の強化を実施。

被災者支援総合交付金（復興庁）
30年度概算決定額 **190億円**
(29年度予算額 200億円)

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート	・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート
II. 被災者の日常的な見守り・相談支援	
②被災者見守り・相談支援事業	
III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
③仮設住宅サポート拠点運営事業	
IV. 被災地における健康支援	
④被災地健康支援事業	
V. 子どもに対する支援	
⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	
⑥福島県の子どもを対象とする自然体験・交流活動支援事業	
⑦仮設住宅の再建等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業	

被災者の心のケア支援体制の構築（厚生労働省）
30年度概算決定額 **18億円**
(29年度予算額 14億円)

被災3県では、心のケアセンターを設置し、訪問支援、電話相談、来所相談等に対応している。
被災者の方々にきめ細かな心のケアを実施するため、従来の取組の充実・強化を図る。

I. 専門的な心のケアの充実・強化	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県の心のケアセンター間の更なる情報交換・連携強化 ○ 双葉郡に心のケアセンターの新拠点の整備 ○ 福島県外避難者に対する心のケア支援の充実・強化（戸別訪問を含めた相談体制の充実） ○ 復興を支える支援者の支援体制の充実 	
II. 研修・調査研究	
○ これまでの相談事例を踏まえた心のケア専門研修や災害後の地域精神保健活動への支援の在り方の調査研究	

国

↓

岩手県、宮城県、福島県

岩手県こころのケアセンター

中央センター
久慈地域センター
宮古地域センター
釜石地域センター
大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

基幹センター
石巻地域センター
気仙沼地域センター

ふくしま心のケアセンター

基幹センター
県北方センター
県中県南方センター
会津方面センター
いわき方面センター
相馬方面センター
ふたば出張所

→ **コミュニティ形成、心身のケア及び被災者支援に携わる方々への支援等の課題に対する取組を一体的に支援**

※復興庁 平成30年度予算概算概要参考資料から抜粋

被災地健康支援事業（被災者支援総合交付金）

平成29年度予算（案）200億円の内数

- ・ 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧症の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方々の健康支援は重要な課題。
- ・ 被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅における保健活動等を支援。

【事業の対象地域】 岩手県、宮城県、福島県
(平成27年度までは既設の介護基盤緊急整備等臨時特例基金への積み増しにより対応してきたところ。平成28年度以降は、復興庁所管の被災者支援総合交付金のメニューに追加して対応。)

【事業内容】
県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

- 仮設住宅入居者を対象とした多様な健康支援活動の実施及びそれらを担う専門人材の確保
 - ・ 全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - ・ 支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - ・ 生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - ・ 歯科医師等による歯科検診・指導
 - ・ 管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - ・ 保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
特定健診非対象者(18～39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

※平成28年度全国健康関係主管課長会議資料抜粋